

發賣表

一金壹圓以上 一圓三付

但一瓶定價金壹朱賣貳拾瓶之割

一	一
金	金
拾圓	五圓
以上	以上
同	同

貳拾二瓶之割
貳拾五瓶之割

但壹圓以下ハ差出_レ不申候尤大取次ハ廿五圓以上之事

清取次にお成り長へ代金召掛と来いむに於令より内裏
御子にお成り召通帳に品物御子の刻印より並進て召入用
分り何々度にお成り召渡りより上々事

青板紙に札張札又は湯名紙の爲に新関紙へ報告はく入用
其外都々以賣込の爲に以出金お成り代金の類一昨今全
き紙以終りやとて亟追を以要し元代金右以終り言の十倍お積り
ひるふ前書以終りし金不辨以追上してはれむをなくねば皆以て次
期より急う満了する年の内を限り以て交り上り申す

然三年後はお歳は貴く賣上るもの多かりしに衣類
の義一切は父よりお歳は年中は丹精は之より之
より方は同様なりと云ふは後々を考へ

一 運賃を以て遠近が異なる取扱方にて出金する米の相場より運賃多分お掛けの旨を米商の割合とて米相場より徴収して御座る事勿論通例の實業と云ふ大小お遠近は概して差支なく米衛生五粒の品と云ふ事と斯く以て一名は米と云ふ事は誤りハ此の中より右を通改正治定お城中より也

横濱 松影町一丁目三百廿番地

米國平文先生門人

官 許
本局

製造所

四城有英禮謹白

王璵

東京銀座丁目番地支店發賣所



三府五港ニ於テ出店并ニ合併各地巡賣方及大取次所等ニ於テモ
前書ノ規則ニ準シテ取次差出シ可ク假事